



「建築法」ではどうだろうか

日本景観学会副会長 建築情報システム研究所 馬場璋造

時代や社会の動きは、三次元空間を時間軸に沿って自由にうねっていく曲線のようなものである。そして理論や法律や組織は、ある時点で曲線を微分して得られる接線である。その時点では正しい接線であっても、実際の動きである曲線は離れていってしまう宿命にある。できるだけ長い期間、接線の有効性を保つためには、曲線の行方を見定めて方向性を捉え、時間の経過に対応する変更のシステムを組み込まなければならない。

またルネ・トムは「破局の理論」で、社会体制は圧力が掛かると曲がってくる鉄板のように、限界点に達すると、折れてしまうか、ピンと跳ね返して真っ直ぐに戻るかのいずれかであると説いている。昨年末以来の構造計算偽装の騒動を見ると、明治以来手直しだけできた建築基準法は、どうやら限界点を超え、折れてしまっているのではないかと。

そうだとすると手直しによって存続し続けるのはできない状態であるといえる。新しい法体系が必要とされているのである。建築基本法はまさにそこを衝いている。

ただ法律は、法名が短いほど重要な法律だと言う。民法、商法、刑法などである。それに倣えば「建法」としたいところだが、「憲法」と発音が同じなので、せめて「建築法」としたい。そのほうが法の世界でも重要性が認識されるのではないだろうか。

耐震強度偽装事件に関する学会最終報告

9月7日、日本建築学会年次大会において「健全な設計・生産システム構築のための特別調査委員会」により、耐震強度偽装事件に関する最終報告が行われた。

同委員会は、

- A 「建築の設計・生産にかかわる関係者の自助努力を社会に還元する仕組み」
 - B 「法令による補完的規制のあり方」
 - C 「建築瑕疵や損害救済の保険等の制度づくり」
- の三視点を取り込んだ提言をした。

最も基本的なAについては、「よりよき建築を次世代に残す理念の共有」「自己規律性の弱い設計・生産者に対する不信感の払拭」「法令強化の限界」といった基本認識に立った上で、「設計・生産プロセスの透明化」「建築主の責任の明確化」「建築主意図の文書による表明」「倫理プログラムの構築・充実」「構造設計者の役割分担と責任の明確化」などが示された。耐震強度偽装事件による信用の失墜は、本質的には建築に係わる官民が一体となって社会の信任を得る努力を払うことによってしか回復できないが、同委員会が改めて社会的資産と

しての建築の形成と継承を強く訴えた点は建築基本法準備会の方向性と一致する。とくにBの法令による規制の実効化論においては、法制度の将来ビジョンを示す建築基本法の理念と重なる部分が少なくない。その要旨をまとめてみよう。

●基本認識としての建築基準法の限界

これまで建物の安全を守る制度は、その水準を建築基準法で設定し、構造計算や工事監理に関しては建築士法で業務独占が許される建築士の技術能力で担保する形で、半世紀以上運用されてきた。だが、建築基準法が求める構造安全性の「最低基準」は、実質的には「人命を守るために震度6程度の地震での建築物の倒壊は防ぐが、損傷を許容し、地震後に取り壊すこともありうる」レベルに留まっている。建築基準法の最低水準は、人命確保を最優先にしたものであり、財産の完全な保全を保証するものではないといえよう。

基準法の構造規定を歴史的にふり返ると、1950～70年代は許容応力度設計法のみが示されていた。構造計算の入口である荷重・外力と出口の材料の許容応力度が数値として決められ、具体的な構造計算法は記述されていなかった。この設計法が一定の水準を守る方法として役立ったのは事実である。

その後、経済と技術の進歩、建築物の大規模化、多様化が進み、基準法の構造安全規定は数度にわたって改訂される。1981年の改正で保有耐力計算法が導入され、構造計算法の一部が政令で定められた。さらに98年の法改正で一律に「政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること」(法第20条)が規定され、加えて告示による限界耐力計算法が示された。

しかし、このように規制範囲が個別、工学的判断領域に拡大されながら、第三者検証の評価方法は確立されてこなかった。ゆえに具体的な計算手順を組み込んだにすぎない大臣認定の構造計算プログラムへの入力、出力結果を評価基準として準用する業務慣行が広がった。法令への適合性を裁量的判断に基づいて確認する仕組みも作られておらず、法適合性を確保する責任が建築士にあるのか、特定行政庁・民間確認検査機関にあるのか曖昧で、無責任意識が生じた。その結果、耐震強度偽装事件が発生。建築基準法の現実にはそぐわない「最低基準」が放置された状態になっている、と考えられる。

そこで以下のような改革的提言がなされている。

- ① 無責任意識を排除するため、特定行政庁・民間確認検査機関が確認行為で検証する対象は、裁量の余地の無いものに限り、そのうえで現行の専門技術者の数や所在を考慮しつつ、法令規定も簡明・簡素化する方向を検討すべき。
- ② 高度な、あるいは個別的な構造技術が用いられて特定行政庁や確認検査機関の裁量範囲を超えた安全性の検証を求められる場合は、透明性のある第三者検証の仕組み(専門家によるピアチェック)でこれに当たる。
- ③ 国民が建築基準・確認制度に過度な期待をもっている状況を是正すべき。そのためには実質的な最低基準を明らかにし、建築主が、社会資産としての建築の機能保全の

水準をどの程度にするかを設計者・生産者との間で合意形成することが必要になってくる。

●法規制を担う組織とそのあり方

では、具体的な法規制は誰がどのように担えばいいのか。建築物は財として特殊であり、市場原理ですべてうまくいくとは限らない。建物の安全性を確保するには法規制と法制度的第三者の検証が不可欠。第三者検証は、必ずしも官で行われる必要はなく、合理的な制度設計が求められる。

具体的に民に委任する際には「恣意的裁量が行われない制度的担保」「検証コストの適正負担が可能な社会経済環境の保持」が前提となろう。さらに責任の明確化、指定要件の厳格性と情報公開、罰則の強化、紛争処理システムの整備、被害者救済網の確立などが制度的な基盤となる。

従来の行政庁の建築主事、民間確認検査機関の業務遂行においては「公共の利益」を最優先する「行動規範」の確立が急務。そもそも法令規制を実施する組織は、顧客・当事者の利益ではなく、公共の福祉を重視しなくてはなるまい。官は、その目的に沿った組織と構成員の行動規範を作成して徹底化を図る。民間機関は利益相反を回避するために資本・取引関係における独立性を高めることが求められよう。

「健全な設計・生産システム構築のための提言」は、この他にも保険制度等による被害者救済制度の整備にも触れている。諸外国には生活基盤である住宅の瑕疵リスクを限りなく小さくするために複数の制度を組み合わせたケースもある。リスクの発生を抑制し、万一損害が発生したときは各種保険、履行保証、共済、基金、引当金などで救済する制度が現実に機能する。

同委員会の提言は、「わが国における建築物の欠陥に関する迅速な被害者救済の仕組みについて調査研修を進め、提言を視野に入れた展望を示す」として締めくくられている。

(文責・幹事会)

事務局からのお知らせ

(1) 事務局連絡先

電話： 03-3284-2071	FAX： 03-3284-2072
住所： 〒211-0025 川崎市中中原区木月 2-2-16	
建築設計事務所アトリエ 71	
E-mail： info@kihonho.jp	
URL： http://www.kihonho.jp	

(2) 年会費(5000円)のお願い

未納の方は下記へ下記へお振込みお願いします。

振込み先：三菱東京UFJ 新宿中央支店
口座名：建築基本法制定準備会事務局
口座番号：(普) 5699064